

社会福祉法人開成会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人開成会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは、明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、職務執行の対価として支給する。

- 2 常勤役員には、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 3 評議員の報酬は、定款第8条で定める金額の範囲内で支給する。

(報酬の支給額)

第4条 役員及び評議員に支給する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の報酬は、その都度支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、会議等に出席するために下関市内を旅行した場合には、費用弁償として次のとおり交通費を支給する。

- (1) 公共交通機関（鉄道、路線バス等でタクシーを含まない。）を利用した場合は、自宅から会議等の開催場所までの最寄り駅、バス停間等を通算して計算した運賃

- (2) 私有自動車を利用した場合は、自宅から会議等の開催場所まで、1キロメートルにつき37円で計算した額
- 2 前項第2号による計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。
 - 3 前項の費用弁償額は、その都度支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 役員及び評議員の報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払う。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第7条 役員及び評議員が職務遂行のため、下関市以外に旅行する場合には、法人の旅費規程（平成25年4月1日施行）の例により、旅費を支給する。

(退職手当金)

第8条 非常勤の役員に退職手当金は支給しない。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第20条の規定により、平成29年6月に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。

- 2 社会福祉法人開成会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程及び社会福祉法人開成会理事長の費用弁償及び旅費に関する規程は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

職名	区分	金額
理事長	日額	10,000円
非常勤役員、評議員	日額	5,000円
監査を行った監事	日額	10,000円

日額報酬は、理事会、評議員会等に出席した役員、評議員に支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。